

非常用発電機保守点検業務特記仕様書

1 適用

本仕様書は、委託者が管理する非常用発電機の点検保守業務に適用する。

この仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」による。

2 業務の目的

非常用発電機の点検整備を定期的に実施することにより、非常用発電機を常に良好な状態に維持するとともに、障害発生時には速やかに臨時点検を実施の上、復旧対応を行うことにより、病院機能への影響を最小限に抑制する。

3 業務の対象

ディーゼル発電機（救命救急センター屋上）

ア 発電機	製造者	澤藤電機株式会社
	形式	A P 4 0 0 C - 2
	定格出力	3 6 5 k V A
	定格電圧	2 2 0 V
イ エンジン	製造者	ヤンマーエネルギー・システム株式会社
	機関形式	8 V 1 6 0 0 - G 8 0 S
	定格出力	4 4 8 k W
	定格回転数	1 8 0 0 m i n ⁻¹
ウ 配電盤	自動始動発電機盤	1 面
	遮断器盤	1 面
	始動用直流電源盤	1 面

4 点検者

保守点検業務に従事する者は、第1種電気工事士、第2種電気工事士、自家用発電設備専門技術者のいずれかの資格を有し、当該非常用発電機と同等の機器点検の実績を有すること。

5 委託業務の内容

- (1) 保守点検業務の内容は、(別紙) 非常用発電機点検報告書、その他甲が指示する事項とする。
- (2) 保守点検は6ヶ月に1回とし、点検実施日については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- (3) 作業計画書、緊急対応連絡表等を作成し、提出すること。
- (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充を行うこと。

ア 潤滑油、グリス
イ 表示のランプ類、ヒューズ

ウ パッキン、Oリング類

エ バッテリー用精製水、冷却水の補充

- (5) 不良箇所の簡易な修繕を行うこと。
- (6) 汚損している箇所の清掃を行うこと。
- (7) 点検の結果、当該機器に故障があることを発見した場合、直ちにその原因を調査し、結果を甲に報告すること。
- (8) 点検の実施にあたっては、庁舎の業務に支障を来さないように実施すること。
- (9) 当該機器に故障等が発生した場合、電気主任技術者（別途契約）が行う自家用電気工作物の年次点検を実施する場合、その他甲が特に必要があると認めて作業員の派遣を要請した場合には、これに応じること。
- (10) 点検報告においては、「（別紙）非常用発電機点検報告書」を基本とするが、消防法上の非常電源設備（自家発電設備）として該当し提出が必要な場合は、消防法で定められている報告様式等を使用して追加提出すること。
なお、消防法で定められている点検様式には、消防法で指定されている有資格者（指消防設備士等）の氏名と免許種類・番号等を記載すること
- (11) 電源系統の工事、点検等伴う停電作業の際には、発注者の要請に基づき、立会いを行うこと。